

2022年度 別紙②、ファントB交付金 対象経費基準【一般管理費】

2022.5.13現在

科目	①役員報酬	②給与手当	③賞与	④雑給	⑤法定福利費	⑥会議費	⑦旅費交通費	⑧通信運搬費	⑨消耗品費	⑩修繕費	⑪印刷製本費	⑫賃借料	⑬水道光熱費	⑭租税公課	⑮諸謝金	⑯委託金	⑰保険料	⑱器具備品費	⑲負担金	⑳支払手数料	㉑報償費	㉒慶弔費	㉓雑費	㉔その他
対象経費（HBA）	・理事、監事に対する給与・賞与・謝金 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・職員に対する給与 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・職員に対する給与 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・アルバイトやパートに支払う給料 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・厚生年金、健康保険、労働保険（雇用保険、労災保険等）の支払額の50%	◆理事会、評議員会、部会、委員会等に係る以下費用 (1)会場会議室の使用料等 (2)会議資料等のコピー代等 (3) 飲料および軽食の提供が必要な場合、（2時間程度の会議等）「300円以内税込」とする。 (4)会議およびその他競技会等業務に掛かる時間が3時間以上となり、食事が必要と認められる時間帯の場合、食糧費の上限は「800円/飲料・消費税込み実費」とする。尚、その場合の日当（交通費含）は、専務理事が別に定める。	◆理事会、評議員会、部会、委員会等の宿泊、交通費 ※HBA旅費規程に準ずる。 (2)常勤職員やアルバイト、パート等の通勤手当 (3)大会役員は、理事会で派遣者を決定する。その費用は一般管理とする (4) 会議出席役員、競技会稼働役員の日当（交通費含）および食糧費支出について、以下に定める。 ● 会議出席に対する日当は、2,000円（基本交通費含む）とする。基本交通費とは、出席のため必要な移動往復距離40km以内をいう。（距離の試算は、「北の道ナビ」による。）ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、●ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。 ● 競技会等の各種事業活動の日当は、原則2,000円（基本交通費含む）とする。ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、●ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。また、競技会等の各種事業活動が長時間となる場合、その日当は、4,000円を上限とし、その額は、事業の状況を考慮し、決定する。 ● 往復移動距離が40km以上100km（「北の道ナビ」により試算する距離を準用）未満の場合 ア 40km以上60km未満 加算交通費支払い額【500円】 イ 60km以上80km未満 加算交通費支払い額【1,000円】 ウ 80km以上100km未満 加算交通費支払い額【1,500円】 ・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円 ・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円 ・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円 居住地と開催地との往復移動距離が100km以上の場合、 エ 100km以上【（北の道ナビ試算往復距離-40km）×37円】 「例」：（102km-40km）×37＝2,294円＋日当2,000円＝4,294円→4,300円（100円単位に四捨五入） ※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し清算してください。 (5)リモート（ZOOM）会議等への参加日当は、1,000円/回とする。	◆切手、はがき、宅急便代、電話代等 (1)事務所のインターネット接続費やシステム利用代金等 ※協会、連盟で管理され、個人所有とならないもの ◆通信費および渉外活動費 ・役員および評議員報酬ならびに費用に関する規定に準じ専務理事が別に定める。	◆筆記用具類、コピー用紙等事務用消耗品「医科学委員会救急関連備品含む」 ※協会、連盟で管理され、個人所有とならないもの ◆感染症対策に伴うマスク、消毒液購入費等	◆名刺や挨拶状、会報等の印刷代 ◆事業報告書	◆事務所の賃賃料 ・リース料、レンタル料等物品を賃貸するための支出	◆事務所の水道代、ガス代、電気代、灯油代等の費用	・印紙税、登録免許税等	・専門家（税理士、弁護士等）の報酬	・法人外部に対する業務の委託・外注に要する費用	◆事務所に関わる保険(地震保険、火災保険等)その他 ・バリア、プリンタ等の購入に要する費用 ・器具備品費の購入は、下記条件全てを満たす場合のみ ①各地区が(備品/資産管理台帳を作成)管理し個人所有とならないこと ②HBAが備品/資産管理台帳の提出を求めた場合に応じられること	◆試合球、デジタルカメラ、ショット、TOピット、ビナス等の購入代 ◆スポーツ協会等への会費等の負担金 支出 ※対象経費に関する支払に限る	◆銀行振込手数料 ※対象経費に関する支払に限る	◆年間MVP賞購入費 ◆中高体連個人賞購入費	◆慶弔に関わる費用	◆ごみ処理費	◆交付金の対象となる経費（対象経費） 【ファントB】 （1）対象経費は、都道府県協会の法人運営に係る経費（管理費）であることが明確でなければなりません。 （2）対象年度に支出した経費に限ります。		